

仕 様 書

1. 件名

千曲市12保育所自動体外除細動器（AED）リース

2. 設置場所

千曲市内12保育園（下表のとおり）

番号	名 称	所 在 地
1	屋代保育園	千曲市大字屋代 2258 番地 1
2	あんず保育園	千曲市大字倉科 441 番地 2
3	雨宮保育園	千曲市大字雨宮 1533 番地 4
4	埴生保育園	千曲市大字寂蒔 1035 番地
5	杭瀬下保育園	千曲市杭瀬下 3 丁目 76
6	稻荷山保育園	千曲市大字稻荷山 2131 番地 1
7	桑原保育園	千曲市大字桑原 1340 番地 2
8	八幡保育園	千曲市大字八幡 3125 番地 2
9	戸倉保育園	千曲市大字戸倉 2388 番地
10	更級保育園	千曲市大字羽尾 1809 番地
11	五加保育園	千曲市大字内川 651 番地
12	上山田保育園	千曲市大字上山田 830 番地

・各保育園への設置は、落札者が行うものとする。なお、納入日については各保育園に事前に連絡すること。

3. 数量

(1) AED本体 12台

(2) 付属品 本体に付属する装置等は次のとおりとする。

①バッテリー 1個

②電極パッド（成人／小児共通） 2組

③小児キー 1個

※AED本体において成人／小児の切り替えに必要な専用部品。

なお、本体のスイッチ操作により切り替えが可能な機種については不要。

④取扱説明に関する媒体及び書類 1組

⑤キャリングケース 1台

※上記AED本体及び付属品①～④の全てが収納できるもの。

※参考製品 ①日本光電工業株式会社

AED-3100

②フィリップスエレクトロニクスジャパン

ハートスタートFRx+

・同等品以上可。同等品以上の他社製品で見積る場合は、事前にカタログ等を持参のうえ、6月14日正午までに担当と協議してください。

4. 規格・仕様・条件等

- (1) 新品であること。
- (2) 電極パッド、バッテリー等賃貸借期間中に待機寿命が経過する付属品は追加費用を不要として交換すること。
- (3) 消耗品の交換・補充は遅滞なく対応すること。
- (4) 保証期間を納入後5年以上とし、この期間の修理は追加費用を不要として実施すること。
- (5) 修理が必要な際は、遅滞なく対応すること。
- (6) 修理期間中は、追加費用を不要として代替品を供給すること。
- (7) 緊急時に使用した電極パッド及びバッテリーは、追加費用を不要として補充品を供給すること。
- (8) 使用上の問合せ、故障、消耗品交換等の対応を円滑に行うため、常時（24時間365日）対応が可能な体制が確保されていること。
- (9) AED本体又は付属品のわかりやすい位置に前記（7）に対応する連絡先（問合せ先）を明示すること。
- (10) 機器本体及び使用するパッドは医療機器（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
- (11) 非医療従事者の使用が認められる医療機器であること。
- (12) 乳児を含む未就学児童（小児）への使用が許可された機種であること。
- (13) 最新の日本版救急蘇生ガイドラインに適合した機器であること。
- (14) 小型軽量、携帯可能（持ち運びが容易）であること。
- (15) バッテリー方式で作動し、ショックの回数が200回以上のものであること。
- (16) バッテリーは待機寿命4年以上、かつAED使用時に4時間の動作が可能なものであること。
- (17) AED本体での操作（スイッチまたはキー等）により成人／小児の使用モードの切り替えが可能なものとし、小児用電極パッドがなくても小児に対応できるものであること。（成人用パッドと小児用パッドとの区別がないこと。）
- (18) 事故防止のため、電源が入った状態でも小児使用モードへの切り替えが可能であること
- (19) 出力波形は、二相波形式で出力エネルギーは150J固定であること。
- (20) AEDに係る次の基本設定が可能であること。
 - I. ショック回数が1回毎であること。
 - II. ショック後の心肺蘇生のための心電図解析一時中断時間が2分であること。
- (21) 日本語の音声アナウンスによる操作説明機能があること。
- (22) 電極パッド貼り付け後に心電図を自動解析し、除細動が必要な状態であるか知らせる機能を有すること。
- (23) 除細動が必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消しする機能を有すること。

- (24) A E D本体に機器の正常・異常を確認できる表示機能があること。
- (25) 定期的かつ自動的に本体回路及び接続品の状態を点検する機能を有するものであること。
- (26) A E D本体がバッテリー残量を含めたセルフテストを毎日行えること。
- (27) 使用時の時刻歴を付した心電図を本体内部に記録できること。
- (28) A E D本体は、IP 規格が 55 以上の防塵・防水性を有するものであること。
- (29) 『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』において、添付が求められている文書」及び「取扱説明書」において、A E D本体のインジケータランプの目視による点検以外の定期点検を求めている場合については、納入者又は賃貸人が無償で実施するものとする。

5. 事業内容（賃貸借料に含むもの）

- (1) A E D本体及び付属品の供給。
- (2) 契約期間中の定期交換用消耗品（バッテリー、電極パッド等）の供給。
- (3) 機器使用時の消耗品の交換。
- (4) 機器が正常に稼働し得るための部品等の交換、故障時の修理及び修理期間中の代替品の供給。
- (5) 機器及び消耗品に係る保証金等、その他必要なもの。

6. 契約期間（賃貸借契約期間）

平成30年9月1日～平成35年8月31日（5年間）

7. 賃貸借料（リース料）、見積方法

- (1) 賃貸借料
本仕様書によるA E D（12台）の5年間（60か月）の賃貸借料
- (2) 見積額（入札書に記載する金額）
 - I. 本仕様書に基づき算出した1か月あたりの賃貸借料（12台分の月額リース料金）を記載してください。また、備考欄にリース利用期間総額を記載してください。
 - II. 消費税及び地方消費税は除いてください。

8. 賃貸借料（リース料）の支払い

- (1) 支払い方法 年度每一括払い
- (2) 支払い時期 本年度分は納品月の翌月払い。
次年度以降は4月払い。

9. その他

- (1) 受注者は対象品の納入にあたっては、発注担当者（千曲市保育課）又は各施設の担当者と十分協議してください。
- (2) 納入時に良好に作動することを確認するとともに、各施設の担当者

対し、本体及び付属品等の取り扱い方法の説明を行ってください。

- (3) リース物件であることがわかるシールを貼付してください。
- (4) 不具合が生じた場合の連絡先（会社名、担当者名及び電話番号）を明示したシールを貼付してください。
- (5) 契約は、3者契約も可とします。
- (6) この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とします。ただし、翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除することができるものとし、この場合の賠償額は賃借料の総額より既に支払った賃借料を除いた金額とします。
- (7) 賃貸借期間満了後の物件の引取りは、落札者の負担により設置場所の12保育園毎に行ってください。（引取り物件は1箇所へは集めません。）